

一般社団法人 ニセコプロモーションボードNPB ロゴ使用要綱 (第1回改訂版)

ニセコプロモーションボード(以下略: NPB)が使用しているロゴ(略称; NPB ロゴ、別紙1参照)の使用目的は、当該エリアのプロモーション(宣伝促進)の使用を前提とする。

NPB ロゴは NPB 事務局によって管理され、規定された使用範囲においてのみ使用を許される。また NPB ロゴを使用する者は、下記条項に基づき、事前に NPB 事務局に申請し、承認を得る必要がある。

以下、使用にあたっての詳細規定を定める。

(定義)

第1条

- (1) NPB NPB 定款に規定する会員により構成する協議会組織をいう。
- (2) NPB 会員 NPB 定款に基づき入会している現役会員をいう。
- (3) NPB 事務局 NPB の組織運営を担う機関をいう。
- (4) NPB ロゴ NPB が決定した NPB 事務局管理のロゴマークをいう。

(NPB ロゴの使用範囲)

第2条 NPB ロゴの使用範囲を次のいずれかに限るものとする。

- (1) NPB が企画・運営するイベント及び事業、または関連する印刷物
- (2) NPB が協賛・後援するイベント及び事業、または関連する印刷物
- (3) NPB 事務局または NPB 会員が運営するウェブサイト
- (4) NPB 事務局または NPB 会員が発行する印刷物及び物品等
- (5) NPB 事務局が承諾した国内外の団体、個人が運営するウェブサイト
- (6) NPB 事務局が承諾した国内外の団体、個人が管理する印刷物及び物品

(NPB ロゴの使用制限)

第3条 第2条の規定に基づき NPB ロゴを使用する場合でも、以下のいずれかに該当する場合は、NPB ロゴの使用は承諾されない。

- (1) 特定団体の収益となる有償の印刷物や物品
- (2) ニセコエリア以外のプロモーション活動

(NPB ロゴの使用承認)

第4条 第2条の規定に基づき NPB ロゴを使用する場合、予め NPB 事務局から使用承認を 受けることとする。

- 2 前項の承認を受けようとする者は、「NPB ロゴ使用承認申請書」により、予め NPB 事務 局へ申請するものとする。
- 3 以下の場合は、事前の申請を必要としない。
- (1) NPB ウェブサイトへのリンク



- (2) NPB ウェブサイトおよび NPB 会員が運営するウェブサイト上の使用
- (3) NPB 事務局による使用
- 4 事前の申請を必要としない場合は、直接、Web サイトの「NPB について」からダウンロードして使用することを許される。

第5条 NPB 事務局は、前条の NPB ロゴの使用承認にあたって、必要に応じて条件を付すことができるものとする。

第6条 第4条の承認を受けた者は、「NPB ロゴ成果報告書」により、関係書類を添付し、 NPB 事務局に使用成果の報告を行うものとする。

(NPB ロゴの使用方法)

第7条 NPB ロゴの使用に当たっては、次の事項を遵守すること。

- (1) 基本デザイン例である Niseko Visual Identity Style Guide の規定に基づき使用すること。
- (2) 前号に定められた規格に従い正しく使用すること。NPB ロゴの一部分のみの使用、 変形、他の図形や文字と重ねて使用するなどは禁じられる。また、指定外の配色やフォ ントの変更はしないこと。
- (3) NPB 事務局以外の企業が主体となった物品に NPB ロゴを使用する場合、必ず主体となる企業の名称・ロゴ・商品名・商標及び事業名(店舗、施設、サービス等)を主として使用し、NPB ロゴが主となる企業所有のロゴと誤解されないよう使用すること。
- (4) NPB 事務局は、前号の使用方法にあたって、必要に応じて条件を付した例外的使用を 承諾することができる。

(NPB ロゴの使用に関する勧告)

第8条 前条の遵守事項に反する内容が認められた場合、NPB 事務局は申請者に勧告することができる。

(NPB ロゴの使用承認取消し)

第9条 次のいずれかに該当する場合、NPB事務局は申請者へのNPBロゴの使用承認の取消しと、使用物件の回収を要請することができる。

- (1) 第4条の承認申請の内容に虚偽があることが判明した場合
- (2) 第5条で付した条件に違反した場合
- (3) 第7条の遵守事項に反し、前条の勧告をしても改善されない場合



附則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

変更履歴管理

訂番	変更内容	作成者	作成日	備考
初版	初版作成	竹樋	2011/9/13	
1	全面改訂	竹樋・種市	2011/10/13	
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				



別紙1) NPB ロゴ



